

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)が創設され、平成 30 年度から平成 34 年度までの市・県民税に適用されます。

この制度は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、スイッチ OTC 薬(※2)の購入にあたって年間 12,000 円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち 12,000 円を超える額を所得から控除します(年間の上限額 88,000 円、医療費控除との併用不可)。

申請の際には、証明書類としてレシート等が必要になりますので、購入した際は書類の保管をお願いします。

※1 「一定の取組」とは、以下の検診等または予防接種(医師の関与があるものに限る)を受けていることを要件とします。

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のことをいいます。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。